

「グリーンリフォーム電化割引」付帯定義書

2025 年 6 月 1 日 実施

サーラ e エナジー株式会社

本 則

1. 適 用

- (1) この付帯定義書は、当社が別途定める電気需給約款（以下「約款」といいます。）の契約種別「電灯契約 時間帯別プランA」もしくは「電灯契約 時間帯別プランB」の適用範囲に該当するお客さまが、「3. 適用条件」に定めるサーラグループの提供するサービスを本付帯定義書実施日以降に利用頂いた場合に適用いたします。
- (2) お客さまが「グリーンリフォーム電化割引」の適用を希望される場合は、当社指定の様式により申込みをしていただきます。

2. 定義

- (1) 全電化住宅
給湯、厨房および冷暖房等に要するすべての熱源を電気でまかなう住宅をいいます。
- (2) 戸建持家住宅
独立した一棟の建物で、居住している世帯が所有している住宅をいいます。
- (3) 集合分譲住宅
一つの建物の中に複数の独立した住居があり、居住している世帯が所有している住宅をいいます。

3. 適用条件

「グリーンリフォーム電化割引」は以下全ての条件を満たしたお客さまが当社に申込みをしていただき、当社が承諾したときに成立します。

- イ. 全電化住宅であり、かつ戸建持家住宅もしくは集合分譲住宅にて当社約款の契約種別「電灯契約 時間帯別プランA」もしくは「電灯契約 時間帯別プランB」を適用していること
- ロ. 当社販売代理店等当社指定の会社においてグリーンリフォーム工事を実施のこと
- ハ. グリーンリフォーム工事においては、以下いずれかの機器販売が含まれており、当該機器を使用すること
 - ・ 太陽光発電設備
 - ・ 蓄電池
 - ・ V2H充放電器
 - ・ EV充電器
 - ・ エコキュート

4. 料 金

(1) 関東エリア

「グリーンリフォーム電化割引」の額は、各月の電力量に次の「グリーンリフォーム電化割引」料金単価を乗じて算定した金額といたします。

グリーンリフォーム電化割引 料金単価

(関東エリア) 1キロワット時につき	0 円 80 銭
--------------------	----------

なお、各月の料金は約款によって算定された金額から上記料金を減じた金額といたします。

(2) 中部エリア

「グリーンリフォーム電化割引」の額は、1 月につき次のとおりといたします。

グリーンリフォーム電化割引 料金単価

	1 契約につき
(中部エリア) 契約電流 40 アンペアから 60 アンペアまでの場合	300 円
(中部エリア) 契約容量 7 キロボルトアンペアから 9 キロボルトアンペアまでの場合	1, 300 円
(中部エリア) 契約容量 10 キロボルトアンペア以上の場合	1, 800 円

なお、各月の料金は約款によって算定された金額から上記料金を減じた金額といたします。

5. 廃 止

(1) 「3. 適用条件」の機器を撤去もしくは使用を中止される場合は当社に申し出るものと、撤去もしくは使用中止にあわせ自動的に消滅するものといたします。

(2) 「3. 適用条件」に該当しないことがあきらかになったときは、約款「2 8, 違約金」に準じ違約金を申し受けます。

(3) 需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に「グリーンリフォーム電化割引」も消滅したものといたします。

6. その他

(1) 当社は、天災、地変、戦争、落雷、渇水、または当社・お客さまいずれの責めにも帰すことができない事由により本付帯定義書の全部または一部の履行が不能な状態となった場合、当社は本付帯定義書の履行義務を免れるものといたします。また当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めは負いません。

(2) その他の事項については、約款（約款が変更された場合は、変更後の約款によります。）に定めるところによるものといたします。

附 則

1. この付帯定義書は 2025 年 6 月 1 日から実施いたします。